平成２９年（フ）第１３号
宮崎県小林市真方3654番地
債務者　永迫ふみ子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１９号
宮崎県都城市上長飯町217番地１
債務者　椎屋　翔太
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１８号
鹿児島県薩摩郡さつま町轟町16番地17　キュアハウス20　101号室
債務者　南　香峰子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
鹿児島県出水市下鯖町1466番地　駅前アパート201号
債務者　濵田　春子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
北海道余市郡余市町黒川町９丁目60番地１野網アパート202、前住所札幌市西区八軒８条西２丁目４番26号　メゾンドクラージュ203号
債務者　髙嶋三枝子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第４号
富山市大泉中町７番52―302号　メゾンわかくさ
債務者　寺本　春郎
法定代理人成年後見人　桒名　　林
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７０号
兵庫県芦屋市楠町11番６―302号
債務者　德大寺彩子（旧姓細澤）
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６０号
兵庫県西宮市甲子園九番町10番２―631号
債務者　樋口恵里香
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８３号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目６番５号
債務者　大迫　　修
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２号
鹿児島県鹿屋市西祓川町1133番地64　ハイグレードマンション207号
債務者　鶴田　真美
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
福井県敦賀市平和町３番９号、前住所福井県敦賀市堂57号2113番地　フレーブⅠ102号
債務者　田中　拓巳
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１１９号
兵庫県芦屋市呉川町５番２号　102、前住所兵庫県芦屋市呉川町１番３―605号
債務者　河和こと　河原　直樹
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９５号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目17番18号　宮本マンション205
債務者　長井　眞弓
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５号
和歌山市元寺町２丁目28番地２、前住所和歌山市元寺町２丁目24番地
債務者　西峰佐知子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６号
和歌山市狐島615番地199　興里マンション13号室
債務者　日高多賀子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４０号
和歌山県紀の川市名手市場1240番地18
債務者　内布　秀一
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４１号
和歌山市南出島54番地
債務者　東峪　悦男
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係